

5 重点的な課題と取組みの内容

1. 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実

今後ますます高齢者が増加し、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に対する支援・対応を行っていくことが重要であり、これまでの取組みを踏まえつつ、2025(令和7)年、更にはその先の2040(令和22)年を見据えて地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。

在宅医療・介護連携の推進

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築をめざすため、次の事項に取り組んでいきます。

◆ 現状分析・課題抽出・施策立案

地域の関係団体等が参画する推進会議等において課題抽出及び分析・対応策の検討を図ります。「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」において、広域における課題に対する有識者からの意見を反映し、取組みを進めていきます。

◆ 対応策の実施

在宅医療・介護連携における、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症への対応、感染症等の非常時の「各場面」での医療と介護の提供がより一体となるよう、多職種連携によるチームケア体制の構築を図っていきます。

また、地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係者の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解を深め、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できることも重要です。そのため、地域住民に対し普及・啓発を行い、理解の促進に努めていきます。

◆ 対応策の評価・改善

各区における地域実情を踏まえ、今後も柔軟な取組みを推進していくとともに、これまで以上に総合事業など他の地域支援事業との連携強化を図りながら取組みを進めていきます。

地域包括支援センターの運営の充実（地域ケア会議の推進）

地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う機関として期待されることから、複合的な機能強化が必要であり、次の事項に取り組んでいきます。

◆ 人員体制の確保

増加するニーズに適切に対応できる適切な人員体制の確保を図ります。

◆ 役割分担の明確化と連携強化

委託者である大阪市が具体的な運営方針・目標・業務内容の設定を行い、地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化を図ります。

◆ 事業の評価

地域包括支援センターの事業の評価にあたっては、包括的支援事業の実施に係る方針に沿った具体的な取組みの内容を評価項目とし、経年的に評価し成果を把握していきます。

◆ 地域ケア会議

個別ケースの検討を行う個別ケア会議から地域課題の解決を検討する地域ケア推進会議まで一体的に取り組むとともに、自立支援に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組めます。

◆ 認知度の向上

地域包括支援センターの機能や役割を理解してもらえよう、地域への周知・広報並びに事業の内容及び運営状況に関する情報の公表に努めるとともに、地域包括支援センターの認知度の向上に努めます。

地域における見守り施策の推進

地域の見守り活動はさまざまな手法で行われ、また、複数の団体により見守りが行われる地域も増えてきています。今後、さらに地域における住民同士のつながりの輪も広げていく視点も重要であり、次のとおり機能強化等に取り組んでいきます。

◆ きめ細かな見守り、適切な支援につなげる

支援が必要な世帯等を早期に発見し適切な支援につなげるために、住民主体のきめ細かな見守り活動が重層的に行われるよう、見守り活動の支援に取り組めます。

◆ 地域団体や相談支援機関との連携

地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーターなどとの連携を密にするなど、地域における見守りネットワークのさらなる強化にむけ、取組みを行います。

◆ 専門的対応の強化

孤立死リスクの高い世帯等、複合的な課題を抱えるケース等への専門的対応について、相談支援機関と連携し、引き続き取組みを進めます。

◆ 認知症高齢者への対応

警察との連携を強化し、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するための仕組みづくりに取り組めます。

複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

高齢者を取り巻く福祉課題は複雑化・多様化・深刻化し、本人に対する支援の相談だけでなく、いわゆる8050問題、老老介護など、家族が問題（失業、障がい等）を抱えている場合も多く、居住の問題、経済的な問題などを一体的に支援することが求められています。複合的な課題に的確に対応するために、様々な施策分野の関係機関が連携し、課題を解決する仕組みづくりに取り組んでいきます。

◆ 生活困窮者自立相談支援機関との連携

経済的な問題のみならず、様々な生活上の困りごとを解決するため、相談支援、就労支援、家計改善支援などを行う各区自立相談支援機関とも連携し、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議等も活用しながら、相談支援機能の充実を図ります。

◆ 「総合的な支援調整の場（つながる場）」等の開催

区保健福祉センターが「調整役」となり、複合的な課題を抱えた人を支援する関係者と分野横断的に支援方針や役割分担を共有する「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」にむけて取り組みます。

ひとり暮らし高齢者への支援（再掲）

大阪市では、ひとり暮らし高齢者に対する取組みに加え、ひとり暮らし高齢者を含むすべての高齢者を対象とした地域における見守りなどの多くの取組みを行っており、今後もひとり暮らし高齢者を支え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、次の取組みを充実していきます。

	ひとり暮らし高齢者を支えるための主な取組み
地域における見守り	<ul style="list-style-type: none">・ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業・ 認知症高齢者見守りネットワーク事業
権利擁護施策	<ul style="list-style-type: none">・ 成年後見制度・ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）
認知症の人への支援	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症初期集中支援推進事業
介護予防の取組み	<ul style="list-style-type: none">・ 「百歳体操」等の住民主体の通いの場の充実・ 介護予防ポイント事業
在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 生活支援型食事サービス・ 日常生活用具の給付・ ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）・ 緊急通報システム
住まいの支援	<ul style="list-style-type: none">・ 市営住宅における高齢者住宅の整備

※ここでは、ひとり暮らし高齢者を支えるという観点から、ひとり暮らし高齢者のみを対象とした取組みだけでなく、すべての高齢者を対象とした取組みの中で、ひとり暮らし高齢者にも効果が高いと考えられる主な取組みを再掲しています。

権利擁護施策の推進

高齢者が住み慣れた地域において、尊厳を持ち安心して暮らし続けていくためには、権利擁護の取組みが必要です。高齢者虐待の通報件数は増加傾向にあり、また、一人暮らし高齢者世帯が多い大阪市においては、今後高齢化の進行に伴い、権利擁護の支援を必要とする人がますます増加すると見込まれるため、成年後見制度の利用促進など、権利擁護施策の推進に取り組めます。

◆ 高齢者虐待防止の取組みの充実

- ・ 高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知等に努めます。
- ・ 認知症やその介護方法についての正しい知識・理解の普及、啓発に努めます。
- ・ 虐待事案の背景には、経済的困窮、養護者の疾病や障がいなど様々な問題があることなどを踏まえ、適切な支援を行うため、生活保護や生活困窮担当、保健医療関係部門等との連携をさらに深めます。
- ・ 養護者の介護負担やストレスの軽減を図る取組みを行うなど、養護者への支援を進めます。
- ・ 養介護施設従事者等に対しては、人権擁護や高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めます。

◆ 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進

- ・ 成年後見制度の利用促進のために、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のための仕組み作りを引き続き進めていきます。
- ・ 権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援を強化します。
- ・ 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等に対して福祉サービスの利用援助や、金銭管理・財産管理サービスなどを行う「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」の円滑な利用促進に取り組めます。

II. 認知症施策の推進

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方を基に、認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえ、総合的に認知症施策を推進していきます。

普及啓発・本人発信

認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会をめざす中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが重要です。

◆ 認知症に関する理解促進

認知症サポーターについて、特に認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子どもや学生に対する養成講座を拡大するなど、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を図ります。

◆ 相談先の周知

認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターなどの認知症に関する相談先について、スマートフォン等で利用できる認知症アプリ・ナビの活用などによりさらなる周知を図ります。

◆ 認知症の人本人からの発信支援

ピアサポーターによる相談活動を支援するとともに、認知症の人本人同士が語り合う「本人ミーティング」の取り組みを推進します。

予防

認知症予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状（BPSD）の予防・対応（三次予防）があり、認知症予防に資する可能性のある活動の推進を図っていきます。

◆ 一次予防

「百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場の充実に引き続き努めます。また閉じこもりがちで健康状態が不明な方や糖尿病や高血圧をはじめとした生活習慣病など様々な課題を抱えている方に対する医療専門職によるアウトリーチ支援等を行います。

◆ 二次予防

認知症初期集中支援チームによる訪問活動のほか、かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携した早期発見・早期対応に向けた仕組みづくりの推進を図ります。

◆ 三次予防

重症化予防やBPSDへの予防・対応力を向上させるため、医療従事者や介護従事者への研修の推進等に取り組みます。



医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知機能低下のある人や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上や連携強化を推進するとともに、認知症の人の介護者の負担軽減を図ります。

◆ 早期診断・早期対応、医療体制の整備

- ・町内会、企業や商店、ボランティアやNPO、警察等による様々なネットワークの中で、認知症の疑いがある人に早期に気付いて適切に対応できるような体制の構築を図ります。
- ・認知症初期集中支援チームにより、必要な医療や介護サービスの導入・調整や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組みを推進します。
- ・認知症地域支援推進員については、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等の活動を一層推進します。
- ・認知症疾患医療センターについては、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます。

◆ 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

医療従事者等に対する認知症対応力向上のための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を一層推進します。

◆ 介護従事者の認知症対応力向上の促進

良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくために、「認知症介護基礎研修」、「認知症介護実践研修」、「認知症介護指導者養成研修」等を引き続き実施します。

◆ 医療・介護の手法の普及・開発

行動・心理症状（BPSD）等への対応など、認知症ケアに携わる方へのより専門的な支援を広めます。

◆ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

介護者の急病等の場合に認知症の人を介護施設等で一時的に受け入れる緊急ショートステイ事業、認知症カフェ等の設置・運営の支援などを行います。家族介護者等に対して、認知症の正しい理解を深めるための講演会や介護技術を習得するための研修会、家族介護者同士の交流会などを行います。

認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

生活のあらゆる場面で、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくため障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組みを関係部門が連携しながら推進します。

また、若年性認知症の人への支援の推進や、認知症の人の社会参加活動を促進します。

◆ 認知症バリアフリーの推進

- ・地域による見守り体制づくりや、支援が必要な高齢者の日ごろの見守りや行方不明認知症高齢者等の早期発見・早期保護のための見守りネットワーク体制の強化を図ります。
- ・ステップアップ研修を受講した認知症サポーターが支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「ちむオレンジサポーター」を整備します。
- ・認知症の人にやさしい取組みをしている企業・団体である「オレンジパートナー企業」の登録周知も併せて進めることにより、地域支援体制の強化に取り組みます。
- ・「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のための仕組みづくりを引き続き進め、成年後見制度の利用促進を図ります。

◆ 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人が適切な支援を受けられるよう、研修等により認知症地域支援推進員の質の向上を図るとともに、若年性認知症への理解、啓発に取り組みます。

◆ 社会参加支援

認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、認知症の人の社会参加・社会活動の機会を広げる取組みを推進します。

III. 介護予防・健康づくりの充実・推進

地域で暮らすすべての高齢者が、少しでも長く地域において自立した日常生活を継続し、自らの社会参加によって役割や生きがいをもって生活ができるよう、自立支援に資する取組みを推進していきます。

介護予防・重度化防止の推進

心身機能の改善を目的とした機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中で生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境調整も含めたバランスの取れたアプローチが重要となります。

◆ 住民主体の体操・運動等の通いの場

「百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場について、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、支援を引き続き行います。

◆ 医療専門職によるアウトリーチ支援

閉じこもりがちで健康状態が不明な方や糖尿病や高血圧をはじめとした生活習慣病など様々な課題を抱えている方に対して、医療専門職によるアウトリーチ支援等を活用して、必要な保健医療サービスや通いの場につながるよう支援する取組みを進めます。

◆ 「介護予防ポイント事業」

身近な場所で活動できるよう、活動施設等の充実や、参加希望者と受入登録施設のマッチングに積極的に取り組むなど、活動に参加する高齢者の一層の増加をめざします。

◆ 感染症への対応

2020(令和2)年2月に指定感染症に指定された新型コロナウイルス感染症については、正しい知識を持ち感染リスクを踏まえつつ、生活不活発（動かないこと）やフレイル状態にならないよう適切な外出や会話の機会を確保し、介護予防活動に取り組めるよう支援していきます。

◆ 重度化防止の取組み

リハビリテーションに関するサービス提供体制のあり方や実態の把握、課題の分析等を通して、要介護状態等の悪化の防止に資するサービス提供体制の構築に必要な目標を設定し、取り組んでまいります。

健康づくりの推進

健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」に基づく取組みのもと、大阪市の健康寿命に影響を与えている疾患である高血圧・糖尿病などの発症予防と重症化予防、がんの原因とされるたばこ対策など、さらなる健康寿命の延伸をめざした具体的な取組みを進めていきます。

◆ 生活習慣病の予防

- ・健康寿命に影響を与える循環器疾患やがん、骨粗しょう症などの生活習慣病の予防に向けた取組みを関係機関と連携しながら進めていきます。
- ・地域に出向いた健康講座等による健康教育の実施、訪問指導、歯科保健等に関する健康相談といった個別支援等を行い、正しい知識の普及だけでなく、生活習慣改善の動機付けとなる効果的な事業の実施に努めます。
- ・特定健診・特定保健指導の受診の必要性を啓発するとともに、大阪市国民健康保険特定健康診査の対象者に対しては、集団健診時にがん検診を同時に受診できる体制の確保や、電話による受診勧奨を行うなど、特定健康診査の受診率向上に努めます。
- ・がんは、大阪市の死亡順位の第1位であることから、早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の受診率向上にも努めます。

◆ こころの健康

- ・ストレスについての知識及び気分転換の方法等に関する知識の普及啓発に努めます。
- ・うつ病、アルコール依存症等のこころの病気について、関係機関と連携しながら病気の知識や予防の普及啓発を行うとともに、健康相談を進めていきます。

保健事業と介護予防の一体的な実施

大阪府後期高齢者医療広域連合との連携のもと、75歳以上の保健事業を、介護予防事業や74歳までの保健事業と一体的に実施することで、高齢者の心身の多様な課題に対し切れ目のないきめ細かな支援を行っていきます。

◆ 保健事業と介護予防との一体的な実施の推進

- ・医療・介護・健診等のデータをもとに、地域の健康課題や対象者の把握を行い、高齢者に対する個別の支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）の双方の取組みを行います。
- ・ハイリスクアプローチとして、医療専門職がフレイルや循環器病を含む生活習慣病の重症化予防等を行うための訪問による支援等を行います。
- ・ポピュレーションアプローチとして、通いの場等において、医療専門職がフレイル予防のための普及啓発・健康教育や、低栄養等の状態に応じた保健指導、高齢者の状況に応じた健診や医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨等を行います。

高齢者の社会参加と生きがいつくり

高齢者の社会参加や生きがいつくりのニーズが多様化していく中、高齢者自らが活動できる場の提供や、自主的活動の支援、長年培った知識や経験が有効に活かされる就労機会の提供などに取り組んでいきます。

◆ 高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援

- ・高齢者が地域活動に参画していくための「地域デビュー」支援を続けるとともに、これまでに培った知識や経験、技能等を活かし、さらなる地域活動の担い手として積極的な参画が図られるよう取組みを進めます。
- ・社会参加や地域貢献活動に取り組むきっかけづくりとして実施している「介護予防ポイント事業」についても、活動施設や活動内容の充実に取り組めます。
- ・地域における団体やサークル活動等の市民ボランティア講師として活動できるよう生涯学習インストラクターバンク等への登録を推進していきます。

◆ 生きがいつくり支援のための基盤整備

- ・スポーツ環境の整備充実やスポーツ参加機会の充実を図る施策等を通じた生涯スポーツの振興を推進するとともに、学習機会や情報の提供等の施策を通じて市民主体の生涯学習を推進します。
- ・「老人福祉センター」における生活に関わる各種相談、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供や、地域に根ざした高齢者自身の自主的な活動組織である「老人クラブ」活動などにより、生きがいと健康づくり及び社会参加促進の支援を進めていきます。
- ・大阪市シルバー人材センターにおいて、就業情報提供機能の充実を図るとともに、引き続き子育て家庭や高齢者の日常生活を支援する人材を育成する講座を実施し、社会のニーズに対応した就労機会の拡大に努めます。

ボランティア・NPO等の市民活動支援

市民や行政、企業、市民活動団体等が協働し、市民活動の一層の推進を図っていきます。

◆ 多様な主体の協働による支援体制の構築

- ・気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくりのほか、企業や大学などと連携したボランティア活動の需給調整等を行うことにより、福祉ボランティア活動の拡大を図ります。
- ・「大阪市市民活動総合ポータルサイト」により市民活動に役立つ情報を一元的に発信するなど、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援していきます。
- ・市民、企業等からの寄附を区政推進基金（市民活動団体支援型）に積み立て、これを活用して、市民活動団体が行う公益的な事業を支援しています。

IV. 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実

介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮しながら、サービスを必要とするすべての方に必要なサービスが提供されるために、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していきます。

介護予防・生活支援サービス事業の充実

介護予防ケアマネジメントを通じて、支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じたサービスが適切に提供されるよう、サービス等の充実に取り組みます。

◆ 高齢者の個々の状態に応じたサービスの提供

- ・一部の地域でモデル実施している「住民の助け合いによる生活支援活動事業」については、課題や効果を踏まえて、対象範囲を全市に広げ取組みを進めていきます。
- ・運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上の効果的な事業実施の検討にあたっては、事業実績やニーズ、課題等を踏まえ、総合事業全体の中で効果的に取り組めるよう、在り方について検討を進めます。

生活支援体制の基盤整備の推進

日常的な生活支援を必要としている高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーターや協議体により、地域の実情に応じた多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備していきます。

◆ 生活支援コーディネーターの体制の充実

- ・生活支援コーディネーターの体制の充実を図ることにより、より地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスの充実に努めていきます。
- ・各区役所や地域包括支援センター等が参画する協議体や生活支援コーディネーター同士の連携強化を図るための会議等により、関係機関の情報共有を図っていきます。

介護給付等対象サービスの充実

高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、在宅サービスや施設居住系サービス等の充実に取り組みます。

◆ 地域密着型サービスの充実

- ・住み慣れた地域での生活を支えるための地域密着型サービスの充実に取り組みます。
- ・日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護」等については、地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていきます。

介護サービスの質の向上と確保

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう、介護給付の適正化を図っていきます。

◆ 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

利用者が適切な事業者を選択できるよう、すべての介護サービス事業者に「介護サービス情報の公表」が義務化されており、ホームページを通じ情報提供を行っています。

◆ 介護サービスの適正化

国の「介護給付適正化計画に関する指針」及び大阪市の介護保険事業計画に基づき、引き続き介護給付の適正化に努めます。

◆ 介護サービス事業者への指導・助言

集団指導や実地指導等を通じ、事業者に対する指導・助言に取り組みます。また、第三者機関評価の利用促進に努め、事業所自ら提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るよう周知します。

◆ 介護支援専門員の質の向上

- ・介護支援専門員に対し、自らの気づきを促す資質向上と適正な給付の実施をめざす「ケアマネスキルアップ事業」を行い、ケアプランの適正化に努めます。
- ・地域包括支援センターに配置している主任介護支援専門員が中心となり、介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、個別相談事例や支援困難等へ指導・助言を行い、包括的・継続的ケアマネジメント支援の取組みを推進します。

◆ 公平・公正な要介護（要支援）認定

適正な認定調査及び審査判定のために、認定調査員への個別具体的な調査方法や特記事項の記載方法に関する研修等を行うなど、引き続き要介護認定の平準化に向けた取組みを行います。

介護人材の確保及び資質の向上

ますます多様化・増大化する福祉ニーズに対応するため、介護をはじめとした福祉人材の育成・確保の取組みをさらに強化していきます。

◆ 福祉・介護の仕事に対する理解促進やイメージアップ

福祉・介護の仕事への魅力ややりがいを広く市民に周知する取組みを推進します。

◆ 介護人材のすそ野を広げる取組みの推進

軽度の要支援者等に対する生活援助サービスを大阪市が実施する研修修了者等が提供することで、専門的な介護人材の機能分化を進めるとともに、新たな介護人材のすそ野を広げる取組みを進めていきます。

在宅支援のための福祉サービスの充実

介護保険の居宅介護サービスだけでなく、高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供、さらには要介護高齢者を介護する家族に対する支援も重要となります。

◆ 介護保険サービス以外の福祉サービスの取組み

高齢者自身や要介護高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、制度周知に努めるとともに、多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスについて引き続き検討を進めます。

V. 高齢者の多様な住まい方の支援

可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいや、自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、多様なニーズに応じた居住形態の確保や、付随するサービスの確保と質の向上も必要です。

多様な住まい方の支援

個々の高齢者の状況やニーズに沿った多様な住まいの確保に努めます。

◆ 多様なニーズに応じた居住形態の確保

市営住宅における高齢化への対応や民間住宅への入居の円滑化など住宅施策の推進を図るとともに、施設等の整備推進や充実を図り、多様な選択肢の確保に努めます。

◆ 情報提供サービスの実施

大阪市立住まい情報センターにおいて、高齢者などに対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供サービスを実施します。

居住の安定に向けた支援

市営住宅の高齢化対応設計の取組みや高齢者の民間賃貸住宅への入居支援を進めます。

◆ 市営住宅の高齢化対応設計

- ・ 建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についてもバリアフリー化を推進します。
- ・ 高齢者世帯向けの入居者募集を行ったり、団地や地域の活性化のためにNPO等の団体に市営住宅の空き住戸を提供するなどの市営住宅における高齢化への対応を進めます。

◆ 民間住宅における賃貸住宅登録制度

高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録するとともに、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行うなど、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援します。

施設・居住系サービスの推進

個々の高齢者のニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設・居住系サービスを必要とする人のための整備を進めます。

○施設・居住系サービス

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

住まいに対する指導体制の確保

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、適切な管理・運営が行われるよう、定期的な立入調査等の指導に引き続き取り組んでいきます。また、法的位置づけのない高齢者用賃貸住宅等の住まいについては、適切な介護サービスの提供確保の観点から、居住者に介護サービスを提供している訪問介護事業者等に対して、引き続き実地指導を行っていきます。

災害・感染症発生時の体制整備

自然災害などの災害や感染症の発生時においても、安全を確保しつつサービスを必要とする高齢者が継続してサービスを受けることができるよう体制の整備を図ります。

